

会 議 録

会議の名称	令和2年第3回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和2年11月17日(火)	午後1時29分から 午後2時06分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	新井 千奈美、小林 利江
	保険医又は保険薬剤師代表	松本 直樹、石原 博史、林 勇毅
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、小暮 純一、根岸 誠
	被用者保険等 保険者代表	松村 康之、岡 裕子、栗島 忠志
	市職員	丸山 仁(収納課長)
	事務局	岡野 美香(保健部長)、星野 政洋(保険課長)、 齊藤 理恵(保険課長補佐兼国保係長)
欠席者	杉 好夫、関口 博美、木村 市作(以上被保険者代表)、関根 正幸、 中村 哲哉(以上保険医又は保険薬剤師代表)、境野 広明(公益代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について (2) 令和2年度国民健康保険特別会計12月補正予算について 4 その他 5 閉会	
配付資料	・会議次第 ・資料1-1 本庄市国民健康保険税条例新旧対照表 ・資料1-2 平成30年度税制改正(抜粋) ・資料2 令和2年度国民健康保険特別会計予算総括表(12月補正案) ・個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し<当日配付>	
その他特記事項	傍聴人：無	
主 管 課	保健部保険課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	1 開会
会長	2 あいさつ 【会長あいさつ】
保険課長補佐	【本協議会成立の報告】 【傍聴人の有無の報告】 【配付資料の確認】
保険課長補佐	3 議事 【会長に議事の進行を委任】
議長	どうぞよろしく申し上げます。 早速ですけれども、議事（１）「本庄市国民健康保険税条例の一部改正について」を、事務局より説明をお願いいたします。
保険課長	それでは、議事（１）について御説明いたします。 【資料１－１、１－２及び当日配付資料に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	丁寧な説明をありがとうございました。 それでは、議事（１）について、皆さんから御質疑等をお受けしたいと思います。挙手にてお願いします。
石原委員	国保税は、課税所得に対して掛けられるものですが、その課税所得の計算の仕方が変わることによって起こる不公平をなくすために今回の改正を行うということによろしいでしょうか。
保険課長	今回の改正は、個人住民税の計算方法が変わった関係で、そのまま計算しますと軽減判定において不利益が生じる方について、不利益にならないように行うものでございます。
議長	ほかに御質疑はございますか。 【特になし】 特にないようですので、議事（１）については、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。 【なし、の声】 御異議がありませんので、議事（１）については、原案のとおり決定しました。 それでは、議事（２）「令和２年度国民健康保険特別会計１２月補正予算について」を、事務局より説明をお願いいたします。
保険課長	それでは、議事（２）について御説明いたします。 【資料２に基づき説明】 説明は、以上でございます。

議長	<p>それでは、議事（２）について、皆さんから御質疑等をお受けしたいと思います。</p>
松村委員	<p>歳出の方で、返還金について説明がありましたが、不勉強で大変申し訳ありませんが、具体的にどのような内容になるのでしょうか。</p>
保険課長	<p>毎年２月診療分の保険給付費は、医療機関への支払に不足が生じないよう一定額を加えた見込額を埼玉県に概算で請求し、保険給付費等普通交付金として交付を受けております。この概算請求をした部分の精算が同一年度内ではできないため、翌年度の実績確定後に精算を行っております。</p> <p>なお、令和元年度分については、県内の全市町村で返還が発生している状況でございます。</p> <p>そのほかに、平成３０年度に交付された普通交付金については、自動車事故等の第三者行為や不当利得に係る歳入があったことに伴う保険給付費の取消分の返還がございます。</p>
松村委員	<p>令和元年度の概算請求分の精算と平成３０年度の保険給付費の取消分ですね。ありがとうございます。</p>
議長	<p>ほかに御質疑はございますか。</p> <p>【特になし】</p> <p>特にないようですので、議事（２）については、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（２）については、原案のとおり決定しました。</p> <p>今日は、収納課長が来ていますので、ここで恒例の収納状況の報告をお願いしたいと思います。</p>
収納課長	<p>それでは、今年度１０月末現在の国民健康保険税の収納率を報告させていただきます。</p> <p>現年度分は４６．５６％で、前年同月比０．７４ポイントのプラス、滞納繰越分は２０．６０％で、前年同月比６．３８ポイントのプラス、現年度分と滞納繰越分の合計の収納率は４２．４０％で、前年度同月比で１．８１ポイントのプラスとなっております。</p> <p>今年度につきましても、県の運営方針で設定されている国民健康保険税の現年度分収納率９３％以上と滞納繰越分収納率２２％以上の達成に向けて努めてまいりますので、御理解を頂きたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>収納率が順調に推移しているようですね。税率にも影響してくるところですので、大変ですけれども、是非とも頑張ってくださいと思います。</p> <p>それでは、議事がすべて終了しました。御協力ありがとうございました。これで議長の任を解かせていただきます。</p>

<p>保険課長補佐</p>	<p>4 その他 【事務局からの連絡（3点）】</p>
<p>保険課長</p>	<p>お手元に配付しました緑の封筒の中の資料を御覧ください。</p> <p>1点目は、各種冊子の配付についてでございます。国保連合会が発行した広報誌「埼玉の国保」308号と保険課が作成した「令和元年度国民健康保険事業概況」を配付いたしました。御一読いただき、国保事業への理解を更に深めていただきたいと思います。</p> <p>2点目は、新型コロナウイルス感染症関連の保険税の減免及び傷病手当金の支給についてでございます。</p> <p>まず、保険税の減免についてですが、前回の会議でも御説明申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡又は重篤な疾病を負った世帯、又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の事業収入等の減少が見込まれ、見込まれる減少額が前年と比べ30%以上となるなどの一定の要件に該当する世帯の国民健康保険税を減免するものでございます。</p> <p>現在までの申請件数ですが、11月12日時点で174件となっております。</p> <p>次に、傷病手当金についてですが、6月議会で条例改正を行い、給与等の支払を受けている国保の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、勤務を休みやすい環境を整えるため、傷病手当金を支給するものでございます。</p> <p>現在までの支給状況ですが、お問合せは頂いておりますが、これまでに申請書の提出はなく、支給はない状況でございます。</p> <p>3点目は、第2期データヘルス計画策定の進捗状況についてでございます。「本庄市国民健康保険第2期データヘルス計画（案）」を御覧ください。</p> <p>データヘルス計画につきましては、前回の会議でも御説明したところですが、特定健診やレセプトのデータを分析して、効果的で効率的な保健事業を実施するための計画であり、平成29年3月に策定した第1期データヘルス計画の計画期間が令和2年度末をもって満了することに伴い、第2期計画の策定作業を進めているところでございます。</p> <p>資料をめくっていただきますと、「目次」がございます。この度「第1章 計画の概要」の案が出来上がりましたので、本日委員の皆様にお渡しするものでございます。後ほどお目通しくさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>現在は、「第2章 本庄市の現状」について委託業者が分析を進めているところでございます。</p> <p>今後のスケジュールですが、第2章において分析した内容を検証し、「第3章 第1期データヘルス計画目標項目別の評価」「第4章 第2期データヘルス計画目標と実施計画」「第5章 計画の評価・見直し」の順で分析・検証を進め、令和3年1月中には最終案が完成する見込みでございます。</p> <p>次回の運営協議会の開催を令和3年2月に予定しており、その際に最終案</p>

	<p>の内容について協議していただきたいと考えておりますので、お含み置きください。</p> <p>なお、本日お渡しした計画（案）は、現在策定作業中のものとなります。取扱いには十分御注意くださいますようお願いいたします。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p>
保険課長補佐	<p>ほかに委員の皆様から御質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。</p>
石原委員	<p>国保税の減免についてですが、対象となるのは事業収入が3割以上減少する方ですよね。申請数が174件ということで、市内には個人事業主の方がたくさんいらっしゃるのに、件数が少ないと思ったのですが。</p>
保険課長	<p>この減免は、事業・不動産・山林収入の減少のほかに給与収入の減少も対象になりますが、給与収入の場合は、減少の理由が会社が倒産したり解雇になったりしたためであれば、この減免ではなく、非自発的失業者軽減が適用されます。そちらの申告が、11月12日までに100件ございまして、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減額は、そちらの制度でも行っているものでございます。</p>
保険課長補佐	<p>ほかにごございますか。</p> <p>【特になし】</p> <p>ないようですので、これで次第4その他を終了します。</p>
会長	<p>5 閉会</p> <p>【閉会あいさつ】</p>

令和 7 年 12 月 4 日

会議録署名 会長

柿沼 光男